

区環境基本計画に盛り込むべき事項と条文

1 環境基本法

(1) 国の施策に準じた施策、区域の条件に応じた施策の策定

第七条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【関連条文】 基本理念

第三条（環境の恵沢の享受と継承等）

第四条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第五条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

(2) 環境の保全のために必要な施策の実施

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

【関連条文】 第五節

第十九条（国の施策の策定等に当たっての配慮）

第二十一条（環境の保全上の支障を防止するための規制）

（大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出等の規制）

（公害の原因となる施設の設置の規制）

（公害及び自然環境の保全上必要な規制）

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

（環境の保全に関する教育、学習等）

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

2 新宿区環境基本条例

（環境基本計画）

第7条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の体系

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 地球温暖化対策の推進に関する法律

(2) 実行計画等

第二十一条（地方公共団体実行計画等） 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等の指定都市は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的・社会的条件に適したものとの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 気候変動適応法

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。